

4 事業費及び国庫負担額分類表

事業 主体別	区 分	工 事 費	事 務 費	事 業 費	国庫負担額	負 担 率	市 町 村 数
都 道 府 県	一 般 分	186,414,488	3,777,593	190,192,081	122,922,940	0.669	－
	離 島 分	2,521,123	52,562	2,573,685	1,982,394	0.800	－
	激甚災分	0	0	0	0	－	－
	計	188,935,611	3,830,155	192,765,766	124,905,334	0.671	－
市 町 村	一 般 分	48,549,301	1,820,179	50,369,480	32,006,785	0.669	433
	離 島 分	1,121,902	49,816	1,171,718	895,500	0.810	19
	激甚災分	31,750,512	1,044,917	32,795,429	26,651,238	0.852	59
	計	81,421,715	2,914,912	84,336,627	59,553,524	0.742	511 (492)
管 理 組 合	一 般 分	0	0	0	0	－	－
	離 島 分	0	0	0	0	－	－
	激甚災分	0	0	0	0	－	－
	計	0	0	0	0	－	－
一 部 事 務 組 合	一 般 分	22,842	1,027	23,869	15,012	0.667	2
	離 島 分	0	0	0	0	－	－
	激甚災分	0	0	0	0	－	－
	計	22,842	1,027	23,869	15,012	0.667	2
合 計	一 般 分	234,986,631	5,598,799	240,585,430	154,944,737	0.669	435
	離 島 分	3,643,025	102,378	3,745,403	2,877,894	0.803	19
	激甚災分	31,750,512	1,044,917	32,795,429	26,651,238	0.852	59
	計	270,380,168	6,746,094	277,126,262	184,473,870	0.693	513 (492)

- (注) 1 激甚災分とは、激甚災害特別財政援助額による嵩上対象事業をいう。すなわち、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害となった災害のうち、特別財政援助の交付対象となった事業をいう。
- 2 離島分とは、「離島振興法」、「奄美群島振興開発特別措置法」及び「小笠原諸島振興開発特別措置法」の適用を受ける地域の事業をいう。
- 3 市町村数の計の()書きは一般分、離島分及び激甚災分の重複を除いたものである。
- 4 国による代行分を含む。